

令和 6 年度野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻により新生活を始めるための費用を支援することにより、婚姻に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、地域における少子化対策に資するため、令和 6 年度予算の範囲内において新婚世帯を対象に野辺地町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年 野辺地町規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時に、夫婦共に野辺地町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに年齢が 39 歳以下であること。
- (3) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が 500 万円未満であること。
- (4) 過去に野辺地町又は他自治体において、この要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 野辺地町の町税を滞納していないこと。
- (6) 婚姻後継続して 2 年以上野辺地町に居住すること。
- (7) 野辺地町暴力団排除条例(平成 23 年野辺地町条例第 18 号)に規定する暴力団員ではないこと。

(新婚世帯の所得の算出方法)

第 4 条 新婚世帯の所得の算出方法は、直近の所得証明書を基に夫婦の所得を合算するものとする。ただし、貸与型奨学金(公共団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用のうち、補助対象期間内に支払った金額を合算した額とし、補助金の額は 1 世帯当たり 30 万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下である場合には、1 世帯当たり 60 万円を上限とする。

- (1) 住宅取得費用 婚姻を機に、新たに住居を取得するための取得費をいう。
- (2) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入設置に係る費用については対象外とする。

(3) 住宅賃借費用 物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。

(4) 引越費用 引越しに係る経費で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて令和7年3月31日までに町長に提出するものとする。

(1) 婚姻後の戸籍謄本

(2) 新婚世帯全員の住民票

(3) 夫婦の直近の所得証明書

(4) 住宅手当支給証明書(様式第2号)

(5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類の写し

(6) 物件の工事契約書又は売買契約書の写し

(7) 物件の賃貸借契約書の写し

(8) 引越しに係る見積書又は領収書

(9) 誓約書兼同意書(様式第3号)

(10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を取下げるときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金取下書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更)

第9条 交付決定者は、申請事項について変更するときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金変更承認申請書(様式第6号)に、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出により変更することを決定したときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金変更承認通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象となる支出が完了したときは、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、令和7年3月31日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、野辺地町結婚新生活支援事業費補助金確定通知書(様式第9号)(以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 交付決定者は、前条の規定による確定の通知を受けたときは、速やかに野辺地町結婚新生活支援事業費補助金請求書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第 15 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- (1) 第 8 条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) この要綱に記載する内容及び規則に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。